

土地改良事業団体連合会

○土地改良事業団体連合会の業務

土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営のため、会員の共同の利益の増進を目的として、会員が行う土地改良事業への技術的援助、情報提供等を行う。

農林水産大臣の認可により都道府県段階及び中央段階に設立している。

○土地改良法（第111条の9）

- 一 会員の行う土地改良事業に関する技術的指導、その他の援助
- 二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- 三 土地改良事業に関する教育及び情報提供
- 四 土地改良事業に関する調査研究
- 五 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- 六 全国連合会にあっては次に掲げる事業
 - イ 会員たる地方連合会の事業の指導
 - ロ 会員（会員たる地方連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付
- 七 その他必要な事業

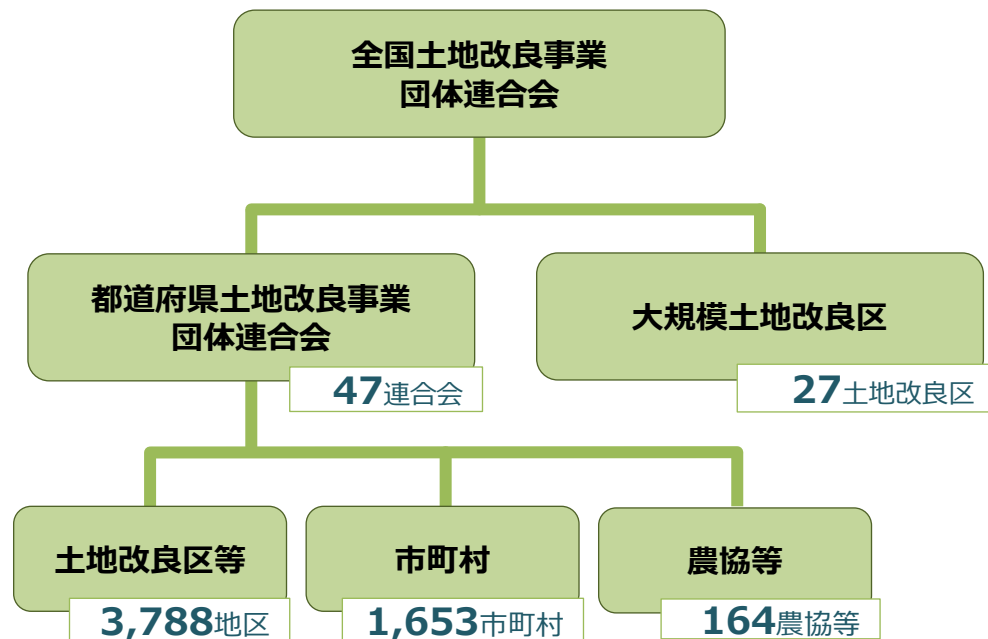
● 地方連合会の会員

都道府県の区域内において土地改良事業を行う者
土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、
市町村 等

● 全国連合会の会員

- 地方連合会
- 2以上の都府県の区域にわたる土地改良区
- 地区面積が3,000haを超える土地改良区

《土地改良事業団体連合会の体系》



会員数は令和7年3月現在
全国土地改良事業団体連合会調べ